

宮 広 給 第 1 1 5 号  
令 和 6 年 6 月 2 8 日

施 術 機 関 各 位

宮 城 県 後 期 高 齢 者 医 療 広 域 連 合 事 務 局 長  
( 公 印 省 略 )

は り 師、き ゅ う 師 及 び あ ん 摩 ・ マ ッ サ ー ジ ・ 指 圧 師 の 施 術 に 係 る 療 養 費  
関 連 通 知 に つ い て ( 通 知 )

後 期 高 齢 者 医 療 制 度 の 運 営 に つ き ま し て は、日 頃 格 別 の 御 理 解 と 御 協 力 を 賜 り 厚 く お 礼  
申 し 上 げ ま す。

さ て、標 記 に つ き ま し て、令 和 6 年 5 月 31 日 付 け で 厚 生 労 働 省 よ り 下 記 通 知 が 発 出 さ  
れ ま し た の で お 知 ら せ い た し ま す。

ま た、改 正 に つ き ま し て は、令 和 6 年 6 月 1 日 以 降 の 施 術 分 か ら 適 用 す る も の と、令 和  
6 年 10 月 1 日 以 降 の 施 術 分 か ら 適 用 す る も の が あ り ま す の で、各 施 術 機 関 に お か れ ま し  
て は、関 係 法 令、通 知、療 養 費 の 支 給 基 準 等 を 改 め て 御 確 認 の 上、適 正 な 請 求 に 努 め て い  
た だ き ま す よ う お 願 い 申 し 上 げ ま す。

記

No.	通 知 件 名
1	は り 師、き ゅ う 師 及 び あ ん 摩 ・ マ ッ サ ー ジ ・ 指 圧 師 の 施 術 に 係 る 療 養 費 の 支 給 に つ い て ( 発 出 年 月 日 : 令 和 6 年 5 月 31 日、発 出 番 号 : 保 発 0531 第 1 号 )
2	「は り 師、き ゅ う 師 及 び あ ん 摩 マ ッ サ ー ジ 指 圧 師 の 施 術 に 係 る 療 養 費 に 関 す る 受 領 委 任 の 取 扱 い に つ い て」 の 一 部 改 正 に つ い て ( 発 出 年 月 日 : 令 和 6 年 5 月 31 日、発 出 番 号 : 保 発 0531 第 2 号 )
3	「は り 師、き ゅ う 師 及 び あ ん 摩 ・ マ ッ サ ー ジ ・ 指 圧 師 の 施 術 に 係 る 療 養 費 の 支 給 の 留 意 事 項 等 に つ い て」 の 一 部 改 正 に つ い て ( 発 出 年 月 日 : 令 和 6 年 5 月 31 日、発 出 番 号 : 保 医 発 0531 第 7 号 )

※ 通 知 内 容 は 厚 生 労 働 省 ま た は 所 在 地 の 厚 生 局 ホ ー ム ペ ー ジ に て 御 確 認 く だ さ い ま す よ う  
お 願 い 申 し 上 げ ま す。

ま た、改 正 に つ い て の 問 い 合 わ せ 等 は 所 在 地 の 厚 生 局 へ お 願 い い た し ま す。

担 当 : 宮 城 県 後 期 高 齢 者 医 療 広 域 連 合 給 付 課